

事務連絡
平成29年3月7日

各都道府県消防防災主管課 }
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁予防課

基準の特例を適用した検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等について（情報提供）

標記の件について、平成28年1月から同年12月までに、下記の型式が、検定対象機械器具等又は自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に関する基準の特例（以下「特例基準」という。）の適用を受け、販売等に供されることとなったので情報提供いたします。

特例基準を適用した検定対象機械器具等又は自主表示対象機械器具等については、その旨の表示として「㊦」や「㊧」のマークが表示されていますのでご留意願います。

なお、各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知されるようお願いいたします。

記

【検定対象機械器具等】

1 泡消火薬剤（消防法施行令（以下「令」という。）第37条第3号）関係①

（主な特例事項：使用濃度）

（1）特例基準適用品

- ア 申請者 ヨネ株式会社
イ 種別 泡消火薬剤
ウ 型式 合成界面活性剤泡（A火災用泡消火薬剤）
0.5%（-10℃～+30℃）
エ 型式番号 泡第28～1号
オ 型式承認日 平成28年1月20日

（2）概要

- ア 泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和50年自治省令第26号）第23条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
イ 消防隊の消火活動に用いることを想定しており、A火災に適用できるものであり、B火災に対する適応性については確認されていないものである。
ウ A火災用泡消火薬剤に水を加え、0.5容量パーセントの濃度にして低発泡で使用するものである。

2 泡消火薬剤（令第37条第3号）関係②

（主な特例事項：使用濃度）

（1）特例基準適用品

ア 泡消火薬剤

- （ア）申請者 株式会社モリタ
- （イ）種別 泡消火薬剤
- （ウ）型式 合成界面活性剤泡（A火災用泡消火薬剤）
1%（-20℃～+30℃）
- （エ）型式番号 泡第28～2号
- （オ）型式承認日 平成28年7月26日

イ 泡消火薬剤

- （ア）申請者 株式会社モリタ
- （イ）種別 泡消火薬剤
- （ウ）型式 合成界面活性剤泡（A火災用泡消火薬剤）
1%（-20℃～+30℃）
- （エ）型式番号 泡第28～3号
- （オ）型式承認日 平成28年9月12日

（2）概要

- ア 泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和50年自治省令第26号）第23条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
- イ 消防隊の消火活動に用いることを想定しており、A火災に適用できるものであり、B火災に対する適応性については確認されていないものである。
- ウ A火災用泡消火薬剤に水（海水を含む）を加え、1容量パーセントの濃度にして低発泡で使用するものである。

3 閉鎖型スプリンクラーヘッド（令第37条第8号）関係①

（主な特例事項：構造）

（1）特例基準適用品

ア 閉鎖型スプリンクラーヘッド

- （ア）申請者 株式会社横井製作所
- （イ）種別 閉鎖型スプリンクラーヘッド
- （ウ）型式 可溶片型C72、呼称15（標準r2.8、下向き）
- （エ）型式番号 ス第28～3号
- （オ）型式承認日 平成28年1月15日

イ 閉鎖型スプリンクラーヘッド

- （ア）申請者 株式会社横井製作所
- （イ）種別 閉鎖型スプリンクラーヘッド
- （ウ）型式 可溶片型C96、呼称15（標準r2.8、下向き）
- （エ）型式番号 ス第28～4号
- （オ）型式承認日 平成28年1月15日

ウ 閉鎖型スプリンクラーヘッド

- （ア）申請者 株式会社宮本工業所
- （イ）種別 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(ウ) 型 式 可溶片型C72、呼称15 (標準r2.8、下向き)

(エ) 型 式 番 号 ス第24～21～1号

(オ) 型 式 承 認 日 平成28年3月24日

エ 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(ア) 申 請 者 株式会社宮本工業所

(イ) 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(ウ) 型 式 可溶片型C96、呼称15 (標準r2.8、下向き)

(エ) 型 式 番 号 ス第24～22～1号

(オ) 型 式 承 認 日 平成28年3月24日

(2) 概要

ア 閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令(昭和40年自治省令第2号)第16条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 閉鎖型スプリンクラーヘッドの感知性能が1種のものより高感度に設定しており、有効散水半径を2.8メートルとするものである。

4 閉鎖型スプリンクラーヘッド(令第37条第8号) 関係②

(主な特例事項: 構造)

(1) 特例基準適用品

ア 申 請 者 千住スプリンクラー株式会社

イ 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド

ウ 型 式 1種可溶片型C90、呼称15 (標準r2.6、下向き(プレート付帯ヘッド))

エ 型 式 番 号 ス第28～31号

オ 型 式 承 認 日 平成28年12月28日

(2) 概要

ア 閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令(昭和40年自治省令第2号)第16条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 外観意匠の向上及び外部からの衝撃による破損に対応するため、ヘッド本体にカバープレートを装着したものである。なお、カバープレートの作動温度をヘッド本体の作動温度より低く設定することにより、ヘッド本体の作動遅れを防止している。

ウ ヘッドを覆うようにカバープレートを設けるため、カバープレートはヘッド本体の感熱体の分解部分に悪影響を及ぼさないように分解し、投げ出されるものである。

エ カバープレートは確実に取り付けられ、かつ、容易に離脱しないものである。

5 スプリンクラー設備等に使用する流水検知装置(令第37条第9号) 関係①

(主な特例事項: 機能)

(1) 特例基準適用品

ア 流水検知装置

(ア) 申 請 者 千住スプリンクラー株式会社

(イ) 種 別 流水検知装置

(ウ) 型 式 予作動式(負圧湿式)、開閉型100(10K、縦)

(エ) 型 式 番 号 流第27～6～1号

(オ) 型 式 承 認 日 平成28年3月9日

イ 流水検知装置

- (ア) 申請者 千住スプリンクラー株式会社
- (イ) 種 別 流水検知装置
- (ウ) 型 式 予作動式（負圧湿式）、開閉型150（10K、縦）
- (エ) 型式番号 流第27～7～1号
- (オ) 型式承認日 平成28年3月9日

ウ 流水検知装置

- (ア) 申請者 株式会社栗本鐵工所
- (イ) 種 別 流水検知装置
- (ウ) 型 式 予作動式（負圧湿式）、開放型100（10K、縦）
- (エ) 型式番号 流第28～4号
- (オ) 型式承認日 平成28年6月7日

エ 流水検知装置

- (ア) 申請者 株式会社栗本鐵工所
- (イ) 種 別 流水検知装置
- (ウ) 型 式 予作動式（負圧湿式）、開放型150（10K、縦）
- (エ) 型式番号 流第28～5号
- (オ) 型式承認日 平成28年6月7日

(2) 概要

- ア 流水検知装置の技術上の規格を定める省令（昭和58年自治省令第2号）第12条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
- イ 一次側に加圧水等を満たし、二次側に水等を満たし、かつ、負圧（大気圧より低い圧力）状態にあり、火災報知設備の感知器その他の感知のための機器が作動した場合、弁体が開き、加圧水等が二次側へ流出するものである。

【自主表示対象機械器具等】

1 動力消防ポンプ（令第41条第1号）

（主な特例事項：構造）

(1) 特例基準適用品

- ア 届 出 者 株式会社モリタテクノス
- イ 種 別 動力消防ポンプ
- ウ 型 式 可搬消防ポンプ（自動車搬送型）、B-2、MTC-18A
- エ 届 出 番 号 特P2742
- オ 届 出 日 平成28年5月12日

(2) 概要

- ア 動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第24号）第37条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
- イ 自動車の車台に取り外しができるように取り付けられて搬送され、乾燥質量が150キログラムを超えるもの。

2 消防用ホース（令第41条第2号）

（主な特例事項：呼称）

(1) 特例基準適用品

ア 消防用ホース

(ア) 届出者 芦森工業株式会社

(イ) 種別 消防用ホース

(ウ) 型式 平 (大量送水用)、合成樹脂 (合成樹脂被覆)、使用圧1.4、
呼称300 (シングル、ポリエステルフィラメント・ポリエステルフィ
ラメント交織、円織)

(エ) 届出番号 H0127NA01A

(オ) 届出日 平成28年1月25日

イ 消防用ホース

(ア) 届出者 芦森工業株式会社

(イ) 種別 消防用ホース

(ウ) 型式 平 (大量送水用)、合成樹脂 (合成樹脂被覆)、使用圧1.2、
呼称400 (シングル、ポリエステルフィラメント・ポリエステルフィ
ラメント交織、円織)

(エ) 届出番号 H0127NA02A

(オ) 届出日 平成28年9月21日

(2) 概要

ア 消防用ホースの技術上の規格を定める省令 (平成25年総務省令第22号) 第47条の
規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 内径が呼称300又は、呼称400のもので、被覆のあるジャケットを有する平ホース
としたもの。

ウ 大量の水等を送水することができるもので、ウォーターハンマー等の衝撃圧力が加わら
ないことを前提に、耐圧試験圧力を低減しているものである。

消防庁 予防課規格係 担当：秋元 TEL：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533
